

糸魚川火災を踏まえた応援体制のあり方

1 基本的な考え方

次のような状況で火災が発生した場合、管轄の消防本部及び消防団の消防力では、火災発生初期に消防力が不足する可能性がある。

- ・ 消防職員、ポンプ車等が少ない小規模な消防本部
- ・ 木造建築物が密集した地域（急激な延焼拡大）
- ・ 強風下（飛び火の発生） 等

⇒ 近隣消防本部等から迅速な応援が可能となるように応援体制を見直し。

2 課題と対応（案）

（１）応援要請等の迅速化（応援要請等をいかに迅速に行うか。）

	課題	対応（案）
①	判断しやすい基準がないと、隣接消防本部等への迅速な応援要請が困難である。	火災の発生地域や気象条件等により、客観的に判断できる基準を予め定めておくことが有効か。
	その際の基準として、どのようなものがあるか。	管轄内の消防力（消防団を含む。）を最大限出動させる基準と同じものにすべきか。 ※同基準を引き下げることも必要か。
②	多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合、時間がかかる。	火災発生消防本部から応援要請を受けた消防本部が、他の消防本部への応援要請を代行することが有効か。
③	小規模消防本部では、消火活動に集中し、応援の要請ができないおそれがある。	隣接消防本部等との間で、火災の状況を常時情報共有する体制を構築することが有効か。 ※情報共有体制の先行事例 例① 大阪市消防局の消防ヘリや高所カメラ等で撮影した映像を大阪府下 9 本部へ共有。 例② 千葉県北東部・南部ブロックの 20 本部で共同指令センターを整備。 例③ 埼玉県南部の隣接 7 本部で常時互いの無線を傍受。
		併せて、被害が大きいと予想される場合は、応援要請を待たずに出動することを予め当事者間で取り決めておくことが有効か。

(2) 出動の迅速化(応援要請等の後、出動をいかに迅速に行うか。)

	課題	対応策(案)
①	隣接消防本部等において応援する隊の調整に時間を要する可能性がある。	隣接消防本部等において、出動方面を考慮して、応援する隊を予め指定しておくことが有効か。
②	小規模消防本部では、消火活動と並行してスーパーポンパー等の特殊車両や交代人員等を考慮した部隊投入を判断することが困難である。	都道府県や代表消防本部において、調整を行う体制とすることが有効か。 ⇒参考①
③	(再掲) 小規模消防本部では、消火活動に集中し、応援を判断することができないおそれがある。	被害が大きいと予想される場合は、応援要請を待たずに出動することを予め当事者間で取り決めておくことが有効か。

(3) 多数の応援隊の確保(多数の応援隊をどのように確保するか。)

	課題	対応策(案)
①	隣接消防本部においても強風下である可能性が高く、応援隊数が限定的になるおそれがある。	隣接消防本部等において、管内の消防力を維持するための方策を予め計画しておくことが有効か。 ⇒参考②
②	都道府県境にある消防本部でも、都道府県外の隣接消防本部以外とは協定を締結していない。 〔現状〕 都道府県境にある消防本部「379」のうち、都道府県外の隣接消防本部以外と協定を締結しているもの 「17」	隣り合う消防本部に限らず、都道府県外においても広く応援協定を締結することが有効か。 ※応援に要する時間を考慮することが必要。

(４) 役割分担(どのような役割分担で応援体制を事前に見直すか。)

① 消防本部の主な役割(案)

ア 受援側としての役割

- ・ 応援要請の基準の策定
- ・ 隣接消防本部等への協力依頼、協定及び体制の見直し

イ 応援側としての役割(案)

- ・ 応援出動時の管内消防力の確保策の検討
- ・ 応援可能な隊の指定

② 都道府県の主な役割(案)

- ・ 都道府県内の消防本部間の応援、受援体制の構築
- ・ 複数の消防本部間の情報共有体制の構築
- ・ 都道府県内全体で調整する体制の構築

③ 消防庁の主な役割(案)

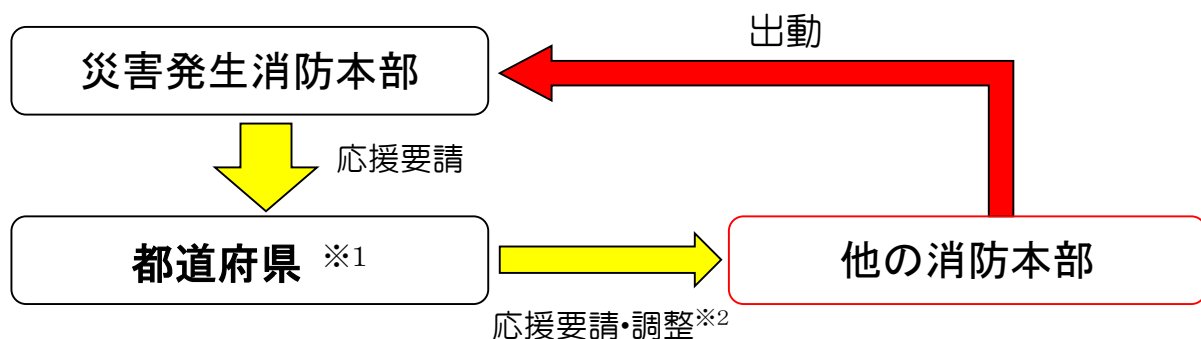
- ・ 応援体制の見直し方針の策定
- ・ 都道府県、消防本部における応援体制の見直し状況の確認

○都道府県経由で応援要請等を行う例

－茨城県、愛媛県等

災害が発生した市町村長又は消防長から都道府県知事に対して応援要請を行い、都道府県知事から他の市町村長 又は消防長に対して応援要請、調整を実施。

＜イメージ図＞



※1 都道府県へ代表消防本部等の職員が参集する例もある。

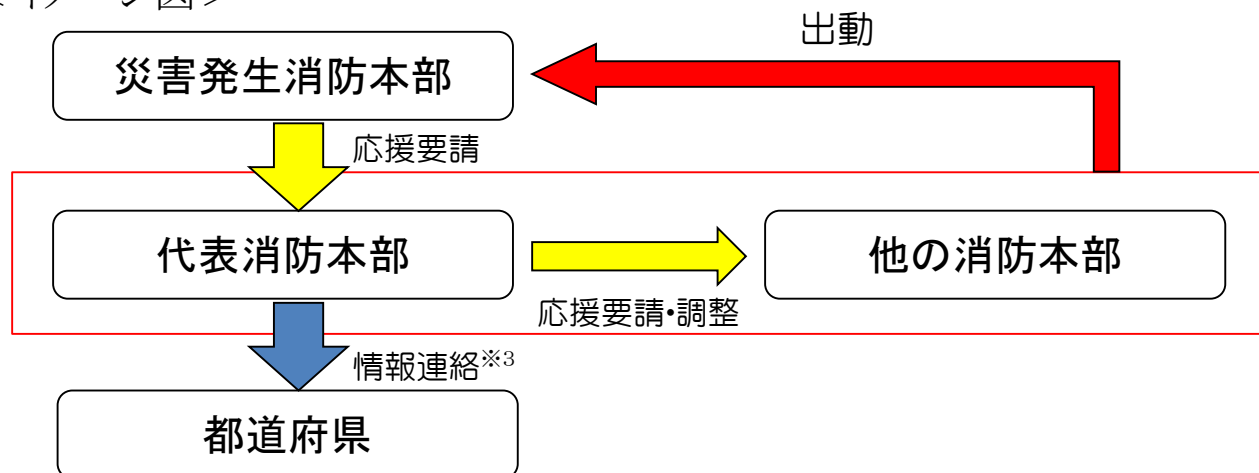
※2 都道府県から、ブロックごとに指定したブロック代表消防本部を介して、応援要請・調整を行う例もある。

○代表消防本部経由で応援要請等を行う例

－青森県、千葉県、滋賀県等

災害が発生した市町村長又は消防長から代表消防本部の消防長に対して応援要請を行い、当該消防本部の消防長から他の市町村長又は消防長に対して応援要請調整を実施。

＜イメージ図＞

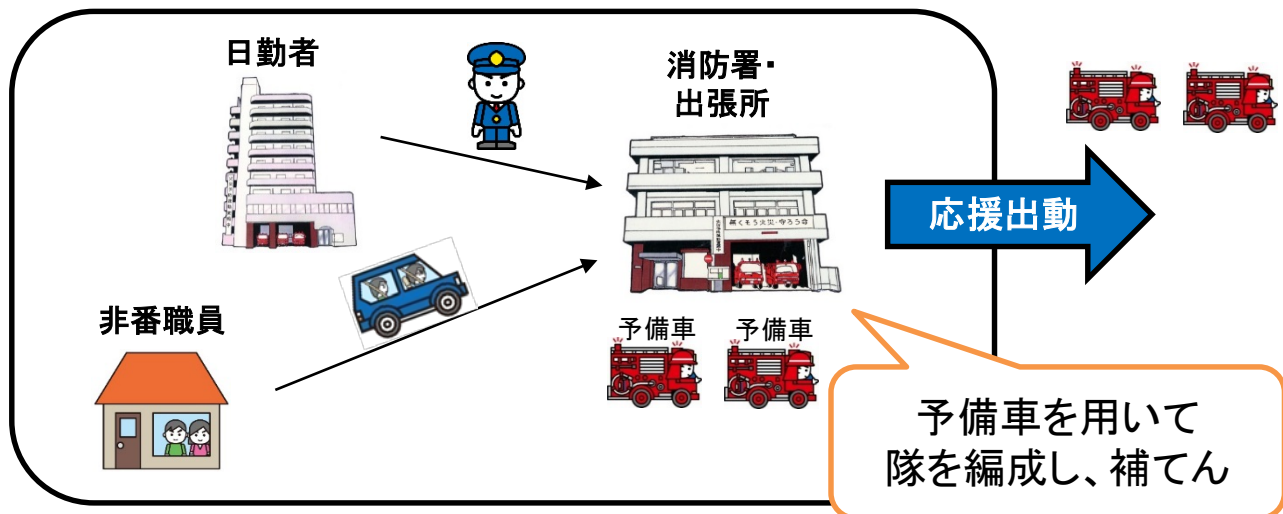


※3 代表消防本部から都道府県に対して、災害状況や応援状況等の連絡を行う例が多い。

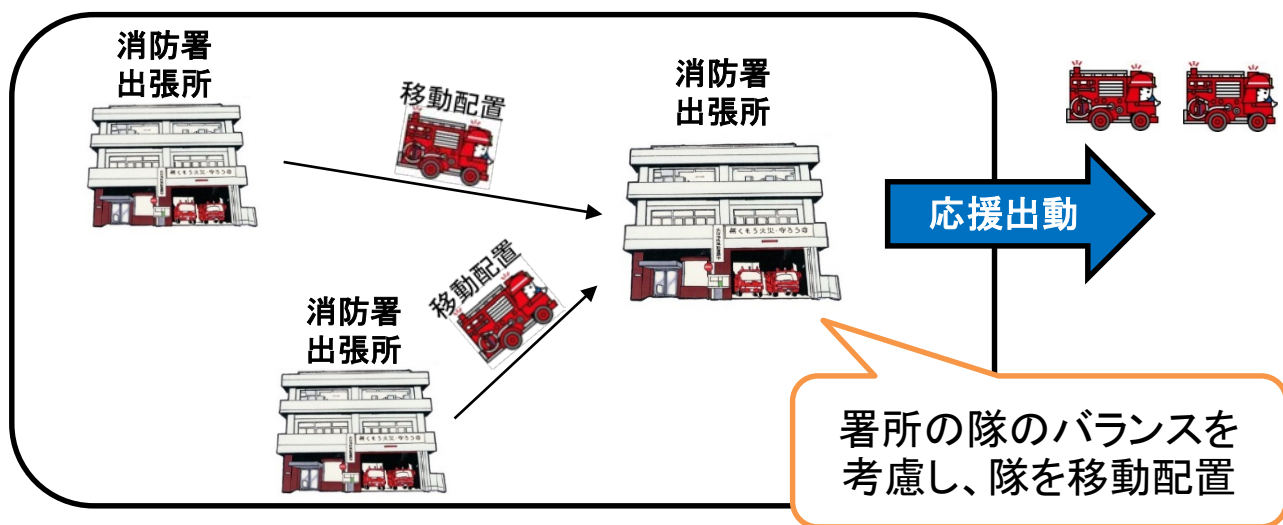
(都道府県内すべての消防本部と締結されている協定・同協定の細目計画等(現在46団体で締結済)を基に、当該都道府県内すべての消防本部と 調整を行う必要があるような大規模災害時等の対応を整理したもの。)

〔参考②〕 管内の消防力を維持するための方法の例

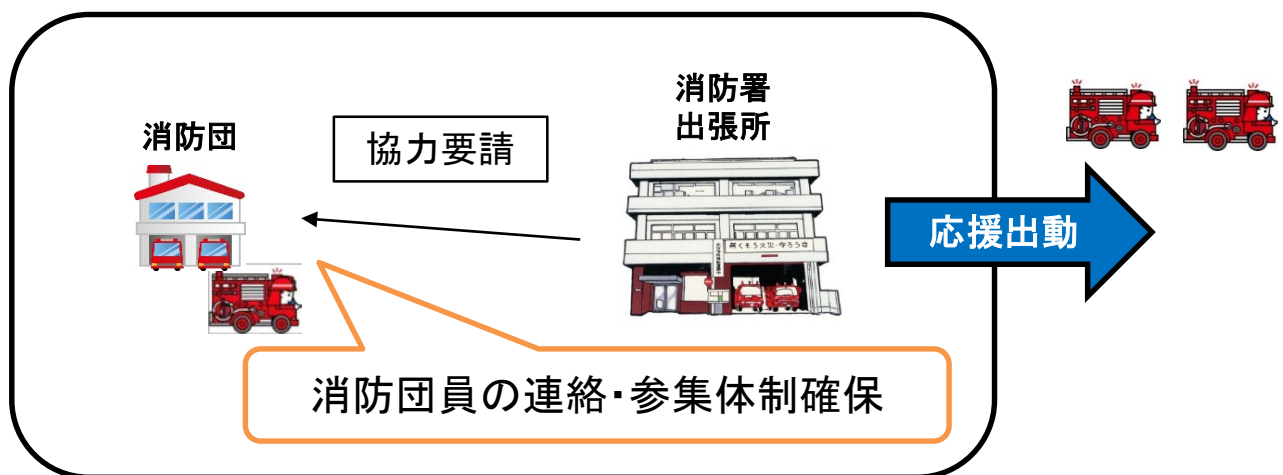
○日勤者や参集した非番職員により予備車を配置



○各消防署所間の隊の配置換え



○管轄消防団の活用



※上記の例等を地域の実情に応じて組み合わせ、応援を行っても管内消防力を維持することができる。

消防組織法(昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号)

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 (略)

**逐条解説消防組織法第三版(東京法令出版)
第47条部分(P495～P498) 抜粋**

- ・「消防機関の職員」とは、消防職員だけではなく、消防団員も含む。
- ・「指揮」とは、市町村長が応援のため出動した他の市町村の職員に対して、その管理する消防事務について、方針、基準、手順、計画等を示し、これに従わせることをいう。
- ・単一の指揮者を受援市町村の長としている理由は、応援による消防活動自体が受援市町村側の消防に関する責任の遂行のためのものであり、また、応援を受けなければならない程度の災害に対処するには、単に消防だけの活動では足りず、各種行政上の応急措置と総合性、一体性を確保する必要があることから、消防機関の長よりは市町村の長が指揮する方が適切と考えられるためである。
- ・運用として、指揮権限については、受援側市町村長がこれをその管理する消防機関の長に対し委任しても差し支えない。